

議案第4号

入間市新庁舎等整備事業審査委員会条例

条例 別記のとおり

令和3年1月27日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

新庁舎等の整備に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき実施する事業について、専門性、客観性、公正性及び透明性を確保するため、当該事業を審査する委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

入間市新庁舎等整備事業審査委員会条例

(設置)

第1条 市が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する事業について、専門性、客観性、公正性及び透明性を確保するため、入間市新庁舎等整備事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎等の整備に関し、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 法第5条に規定する実施方針に関すること。
- (2) 法第7条の規定による特定事業の選定に関すること。
- (3) 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、知識経験のある者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 特定事業を実施する民間事業者として選定を受けようとするものと利害関係を有する者は、委員となることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から当該諮問に係る答申をした日までとする。

- 2 職名をもって委嘱され、又は任命された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会の会議について、委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部公共施設マネジメント推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 人間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 情報公開・個人情報保護運営審議会の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---------------|-----|----|-------|--|
| 新庁舎等整備事業審査委員会 | 委員長 | 日額 | 7,500 | |
| | 委員 | | 7,000 | |

別表第3 情報公開・個人情報保護運営審議会委員の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------------|--|-------|--|
| 新庁舎等整備事業審査委員会委員 | | 1,000 | |
|-----------------|--|-------|--|